

## 訪問販売で購入...

# その電気温水器、本当に必要!?

### 【事例】

訪問販売の業者から「この電気温水器は電気代が少なくて済むうえ、今週中に購入の契約をすればキャンペーンでさらに10%お安くなります」と、しつこく購入を勧められた。

「電気代が安くなるなら」と購入を決め、クレジット契約も結んだが、家族で話し合った結果、代金が90万円と高額であることや電気代が本当に安くなるのか疑わしいと感じたため、契約を解除することに。

しかし、明日には工事に取りかかるとのこと。今さら断れるのだろうか。



# 消 生 費 活 相 談

賢い消費者になりましょう!

相談は  
こちらへ...

役場消費生活相談窓口(町民課内)  
TEL 0796・36・1941(直通)  
たじま消費者ホットライン  
TEL 0796・23・1999  
※相談無料で秘密は厳守!!

### 【ひとことアドバイス】

- ◇訪問販売なので、工事が始まっているも契約から8日間以内ならクーリングオフできます。
- ◇「契約書を受け取っていない」「記載内容に不備がある」といった場合は、8日間を過ぎていてもクーリングオフできる可能性があります。
- ◇クーリングオフは訪問販売業者に対して必ずはがきで通知するとともに、クレジット契約をした場合はクレジット会社にも同様に通知しましょう。
- ◇高額な物品を購入する場合、業者から期間限定と急かされてもすぐに契約せず、複数の業者から見積もりを取るなど、余裕を持って購入しましょう。